

氏名（本籍）	渡部 晃三（愛媛県）
学位の種類	博士（開発学）
学位番号	甲第100号
学位授与の日付	2026年3月20日
学位授与の要件	学位規則第5条第1項の規定該当
学位論文題目	低中所得国における情報通信技術の活用による保健医療人材の全国的な現任研修の運用体制の強化 —研修の機会拡大と研修効果の発現を促す関係機関の連携—
研究審査委員	主 査 吉村 輝彦 日本福祉大学 教授 副 査 佐藤 慎一 日本福祉大学 教授 " 砂原 美佳 日本福祉大学 准教授 学外審査委員 樋口 倫代 名古屋市立大学大学院 看護学研究科教授

## 論文内容の要旨

本論文の目的は、低中所得国において、資源に制約がある中でも、情報通信技術（Information and Communication Technology: ICT）を活用して保健医療人材のニーズに基づく現任研修を行うために、現任研修に関わる関係機関の連携により資源を集約し、全国的な現任研修の運用体制を強化することを通して、第一に、地方部の保健医療人材に対する現任研修への参加機会を拡大する方策とともに、第二に、モニタリング評価により研修効果の発現を促進する方策を、事例国での実践から明らかにすることである。研究の方法として、これまでの先行研究の動向や取り組み実践の状況を踏まえ、分析の視点や枠組みを独自に設定している。その上で、ブータンやベトナムを事例として、関係者への聞き取り調査、参与観察、そして、文献調査により得られたデータに基づき分析を行っている。

本論文は、第1章から第8章まで、全8章（237 ページで、参照資料、参考文献、図表一覧、資料等を含む）で構成されている。第1章では、本論文の背景や問題の所在を踏まえて、研究の目的や研究の方法が示されている。第2章では、本研究で扱う低中所得国における保健医療人材に関する動向、保健医療人材に対する現任研修の現状、そして、ICTを活用した現任研修とそれに関連する国際協力の動向が示されている。第3章では、本研究における分析の視点や枠組みが設定されるとともに、研究対象となる事例の選定理由が示されている。続く、第4章と第5章では、低中所得国における全国的な現任研修の運用体制の強化を見ていく事例として、ブータンとベトナムを取り上げ、第3章で設定した分析の視点や枠組みを踏まえて、取り組みを整理し、分析している。第4章では、ブータンにおけるICTの活用とマルチセクターの関係機関の連携による運用体制の強化を、そして、第5章では、ベトナムにおける医療施設の階層間連携にICTの活用を付加した現任研修の運用体制の強化を、それぞれ取り上げ、取り組みを整理し、分析している。さらに、第6章では、現任研修の計画、実施、研修効果の発現までの状況やそのプロセスを見るために、ブータンにおけるモバイル胎児モニター（iCTG）の事例を取り上げ、取り組みを整理し、分析している。その上で、第7章では、第4章から第6章までの事例研究を踏まえて、事例国における現任研修の運用体制の強化に向けた方策、低中所得国でのICTの活用の工夫、保健医療人材を中心に関係機関の連携を考える視点、制度化と制度の更新の多様な側面に関する全体考察が行われている。以上を踏まえて、最後に、第8章では、結論と今後の課題が示されている。

以下、章ごとの概要である。

## 第1章：序章

第1章では、本論文の研究の背景、問題の所在、研究の目的、研究の意義、研究の方法、そして、研究の構成が示されている。

## 第2章：保健医療人材の世界的動向及び保健医療人材に関する現任研修

第2章では、本研究で扱う低中所得国の保健医療人材に関する動向を把握するために、保健医療人材の世界的動向と保健医療人材に対する現任研修の現状を整理している。保健医療人材の現任研修に関わる機関が多様に存在しており、資源が限られている低中所得国において、これらの現任研修に関係する機関が連携する仕組みを形成し、それを機能させることが課題であることが示されている。次に、低中所得国におけるICTを活用した遠隔現任研修の状況、さらに、保健医療分野におけるICTを活用した国際協力について、低中所得国を含む全世界を対象とする保健人材の人材育成に関わる世界保健機関（WHO）及び国際協力機構（JICA）の取り組みから得られた教訓等が示されている。

## 第3章：分析の枠組み

第3章では、第2章で示された保健医療人材の世界的動向と現任研修の現状を踏まえて、次章以降の事例研究における分析の枠組みを設定している。まず、低中所得国において、地方部においても現任研修の機会拡大を図るため、現任研修の関係機関の連携により限られた資源を集約する四つの方法（「ICTの活用」、「マルチセクターの関係機関の連携」、「医療施設の階層間の連携」、これらに関連する「制度化と制度の更新」）を整理し、これら四つの方法を統合した現任研修の運用体制の強化のための分析項目が設定されている。次に、人材育成プログラムの評価について概観した後、現任研修の計画、実施、研修効果の発現を見るための分析項目が設定されている。これら二つの分析項目をあわせて、本研究の分析の枠組みとしている。また、本研究が扱う範囲、さらには、研究対象となる事例の選定理由が示されている。

## 第4章：ブータンにおけるICTの活用と関係機関の連携による研修運用体制の強化

第4章では、低中所得国における全国的な現任研修の運用体制の強化に関して、ブータンを事例に、関係者への聞き取り調査、参与観察、そして、文献調査により得られたデータに基づき分析を行っている。ブータンにおける現任研修の連携の特色であるICTを活用した遠隔現任研修プラットフォームの導入及び運用に加え、マルチセクターの関係機関の連携、医療施設の階層間連携、連携に関わる制度化と制度の更新について整理し、ブータンの現任研修の運用体制の強化に関する分析が行われている。

## 第5章：ベトナムの医療施設の階層間の連携とICTを活用した人材育成の強化

第5章では、低中所得国における全国的な現任研修の運用体制の強化に関して、ベトナムを事例に、主として文献調査により得られたデータに基づき分析を行っている。ベトナムにおける現任研修の連携の特色である、政府により政策的に強化が図られてきた医療施設の階層間連携に沿った現任研修の制度に、ICTを導入したことに加え、マルチセクターの関係機関の連携、医療施設の階層間の連

携と国内を3地域に分けた人材育成の体制構築、連携に関わる制度化と制度の更新について整理し、ベトナムの現任研修の運用体制の強化に関する分析が行われている。

#### 第6章：研修後の評価と効果の発現—ブータンにおけるiCTG導入過程から

第6章では、現任研修の計画、実施、研修効果の発現までの状況やそのプロセスを見る事例として、ブータンにおけるモバイル胎児モニター（iCTG）を取り上げている。iCTGを全国で導入する取り組みの実施において行われた現任研修や研修結果に関わる形成的評価を踏まえ、現任研修の方法や研修効果の発現に向けた制度の更新までのプロセスに関する分析が行われている。

#### 第7章：考察

第7章では、第4章から第6章までの事例研究を踏まえて、第3章で示した分析の枠組みに基づき、全体考察が行われている。まず、第4章におけるブータンでの取り組み、そして、第5章におけるベトナムでの取り組みから、保健医療人材の研修参加機会を拡大する全国的な現任研修の運用体制の強化に向けた方策の考察が行われている。次に、第6章におけるブータンでの取り組みから、現任研修の効果発現の状況、また、形成的評価により研修効果の発現を把握する方策の考察が行われている。さらに、研修効果の発現を促進する現任研修の関係機関の連携の考察が行われている。その上で、低所得国でのICTの活用の工夫、保健医療人材を中心に関係機関の連携、制度化と制度の更新の多様な側面に関する全体考察が行われている。

#### 第8章：結論と今後の課題

第8章では、結論として、低所得国において、資源に制約がある中でも、ICTの活用、マルチセクターの関係機関の連携、医療施設の階層間の連携、これらに関連する制度化と制度の更新に取り組む上での具体的な方策が明らかにされた。また、現任研修の関係機関の連携は、全国的な現任研修の運用体制の強化を通して、地方部の保健医療人材への研修の参加機会を拡大するとともに、複数の関係機関が協力して行う形成的評価を踏まえた制度化と制度の更新は、関係機関の人材が自ら取り組む研修効果の発現につながったことが示された。このように、関係機関の連携により、全国的に参加機会を拡大した研修の実施とその効果の発現の促進の両者に取り組むこと、そして、形成的評価による制度化と制度の更新の取り組みがなされることにより、研修への参加機会の拡大、研修の実施、研修効果の発現が循環的なプロセスを形づくっていることが明らかにされた。その上で、最後に、今後の研究上の課題が示された。

## 論文審査結果の要旨

### 1. 審査経過

申請者は、2023年度に、本専攻に入学し、2024年度秋期に、論文執筆資格審査に合格した。その後、執筆資格審査の際に付された意見に基づき修正を重ね、2025年9月24日（水）に、学位請求予定論文を提出した。2025年10月9日（木）の第6回国際社会開発専攻会議で、第一次審査申請の受理が決定し、直ちに審査委員会が設置され、主査に吉村輝彦、副査に佐藤慎一、砂原美佳が選出された。審査委員会は提出された論文の審査を行い、2025年11月5日（水）に、名古屋キャンパスにおいて対面形式で、申請者に対する口頭試問を実施した。申請者による発表と質疑応答を踏まえて論文

内容を確認するとともに、改善すべき点を指摘した。申請者は、審査委員の指摘に、丁寧かつ誠実に回答した。それらを通して、博士論文としての水準と完成の可能性が認められたことから、審査委員会において合否判定を行い、その上で、2025年12月11日（木）の第8回国際社会開発専攻会議で、同論文の第一次審査の合格が決定された。そして、2025年12月13日（土）に、公開発表会が行われ、論文の内容の発表と質疑応答が行われた。

第一次審査及び公開発表会で指摘された点を中心に論文の加筆修正が行われ、2026年1月5日（月）に、学位申請論文が提出され、2026年1月15日（木）の国際社会開発専攻会議で、学位授与審査（本審査）申請の受理が決定された。直ちに、第一次審査と同じ上記3名からなる審査委員に加えて、名古屋市立大学大学院看護学研究科教授であり、国際保健分野及びその人材育成に造詣が深い樋口倫代氏に外部審査依頼を行い、外部審査報告書の提出を受けた。また、2026年1月27日（火）に、名古屋キャンパスにおいて対面形式で、申請者に対する口頭試問を行った。その後、審査委員会を開催し、学位論文の評価及び学位授与についての基本的合意に至った。

## 2. 論文の評価

・本論文は、政府開発援助（ODA）の実施機関で、低中所得国における国際保健分野に従事してきた申請者自身の経験から生まれた実践的な問題意識を出発点に、経験に裏づけられた専門知識を基盤に、ブータンやベトナムを含めた低中所得国における保健医療人材の育成に着眼して、ICTの活用による全国的な現任研修の運用体制の強化という、学術的に、かつ、社会的にも妥当な研究主題を設定しており、論文の独自性が見られる。また、この設定に基づき、先行研究のレビュー等を踏まえて、分析の視点や枠組みを設定し、事例研究を通して、解明を試み、一定の結論を導き出している。

・申請者のこれまでの実務経験、文献研究や先行事例の丁寧なレビューを踏まえて、全国的な現任研修の運用体制を強化する上では、関係機関の連携を通して、地方部の保健医療人材に対する現任研修の機会を拡大することだけでなく、研修実施後のモニタリング評価により研修効果の発現を促進することの必要性を示しており、本研究における分析の視点や枠組みの妥当性を説明している。研修機会の拡大と研修効果の発現を射程に入れるとともに、研修の計画、実施から形成的評価を踏まえた制度化と制度の更新までをプロセスとして捉えることで、現任研修の運用体制の強化を動的に見ていくことが可能な議論を展開している。実際に、形成的評価による制度化と制度の更新を通じた研修への参加機会の拡大、研修の実施、研修効果の発現というプロセスの循環性を明らかにした点は、学術的な観点から意義を有するとともに、独自性や新規性がある。

・低中所得国からブータン及びベトナムを事例として選定し、関係者への聞き取り調査、参与観察、そして、文献調査による詳細な事例研究を踏まえて、資源に制約がある中でも、ICTを活用することで、関係機関の連携を実現し、全国的な現任研修の運用体制を強化することを通して、地方部の保健医療人材に対する研修への参加機会を拡大するとともに、その研修効果の発現を促進する方策を具体的に明らかにしているが、事例から導き出された方策は、いずれも妥当なものであると判断される。

・開発学における学位請求論文としての本研究が、保健医療人材の育成に向けて、低中所得国において、資源に制約がある中でも、ICTの活用により全国的な現任研修を実施するための具体的な方策を

明らかにしたことは、現場で直面する課題への対応という観点からは、実務的にも有用性が高い研究である。申請者自身が、現場へ有益なフィードバックをしていくことを期待するとともに、引き続き、研究者、教育者、そして、実務者としての責任をもって今後のあり方を真摯に探究し続けることを求めたい。

### **3. 最終試験（学力の確認）の結果**

第一次審査及び公開発表会での指摘に沿った論文の改善点に言及しながら、申請者によって論文の概要の報告が行われ、それに対する審査員からの質問に対して速やかな応答がなされた。

申請者の外国語運用能力に関して、申請者は、長年、開発援助機関における勤務経験を通して、業務上、日常的に英語を用いたコミュニケーション及び報告書を含めた文書の作成等を行ってきたこと、また、本論文の研究対象地域でもあるブータンでは、現地での調査活動を行っており、実践現場に根ざした研究を進めてきた経験もあること、さらに、英語での論文執筆を行っていることから、学位取得において求められる十分な能力を有していると判断された。

国際保健分野において、開発学という観点から、今後直面する課題に対して、一般論ではなく、申請者自身が本論文の成果を踏まえて、研究者及び実務者として何ができるのかという点での展望についても、質問に対して適切な回答がなされた。

### **4. 結論**

以上のことから、本審査委員会は、学位申請者渡部晃三は、日本福祉大学学位規則第12条により、博士学位（開発学）を授与するにふさわしいと判断し、合格と判定する。

以上